

## 原子力安全委員会が放射線防護に関する助言を行う際の基本的考え方について

平成 23 年 11 月 9 日  
原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会は、必要に応じて、政府の原子力災害対策本部や関係行機等による総合的な判断に資するため、放射線防護に関する技術的助言を行っているが、以下の通り、その基本的な考え方をとりまとめ、公開している。

### ○ 放射線防護に関する助言に関する基本的考え方について（平成 23 年 5 月 19 日）

1. 放射線防護を踏まえた総合的判断の必要性
2. 放射線防護の対象としての特殊性
3. 異なる被ばく状況が併存する状況での最適化の努力
4. 利害関係者の関与

### ○ 今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について（平成 23 年 7 月 19 日）

1. 被ばく状況に応じた放射線防護措置
  - (1) 緊急時被ばく状況
  - (2) 現存被ばく状況
2. 環境モニタリングシステム、個人線量推定システム、健康評価システムの構築
  - (1) 環境モニタリングシステムの構築
  - (2) 個人線量推定システムの構築
  - (3) 健康評価システムの構築
3. 防護措置の展開
  - (1) 除染・改善措置について
  - (2) 放射線防護への人々の参加

### ○ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故における緊急防護措置の解除に関する考え方について（平成 23 年 8 月 4 日）

1. 基本的考え方
  - (1) 解除の条件
  - (2) 新たな防護措置との調整
  - (3) 地元の自治体・住民等との調整
2. 各種緊急防護措置の解除に関する考え方
  - (1) 緊急時避難準備区域における解除の考え方
  - (2) 避難区域（半径 20 km 内）における一部解除の考え方
  - (3) 計画的避難区域における解除の考え方

## 放射線防護に関する助言に関する基本的考え方について

平成 23 年 5 月 19 日  
原子力安全委員会

### はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、原子力安全委員会は、直ちに緊急技術助言組織を立ち上げて以降、これまで、緊急事態応急対策調査委員、専門委員等の専門家の協力を受け、政府の原子力災害対策本部や関係行政機関等への助言を行ってきた。同発電所の状況は、安定化の方向にあるとはいえ依然として予断を許さず、事故の長期化に伴って、また事故の影響が広い範囲に及んでいることによって、周辺住民等の放射線防護に関わりをもつ社会的課題が数多く生じている。原子力安全委員会は、今後とも必要に応じ、政府の原子力災害対策本部や関係行政機関等による総合的な判断に資するため、放射線防護に関する技術的助言を行っていくこととしているが、この際、これまでの助言について、当委員会として、いかなる考え方に基づいて行ってきたのかを広く示すことは、自らの説明責任を果たす上で意味のあることであるとの認識のもと、以下にその基本的考え方を示すこととする。

#### 1. 放射線防護を踏まえた総合的判断の必要性

東京電力福島第一原子力発電所の事故に関し、今後の周辺住民（避難を余儀なくされている方々を含む。）の生活支援、産業活動、土地利用等に向けた判断を行うに当たっては、周辺住民の生活や社会活動を過度に制限することを避けつつ、放射線被ばくによる健康影響に対する適切な防護を担保することが必要である。このためには、最新の科学的知見や国際的な基準を踏まえた放射線防護の考え方に基づき、さらに環境、健康、社会、経済、政治、倫理等に配慮した判断を行うことが重要である。

#### 2. 放射線防護の対象としての現状の特殊性：（ICRP のいう緊急被ばく状況、現存被ばく状況、計画被ばく状況<sup>[注記]</sup>の併存と移行）

今回の事故においては、事故が収束に至らない状態が今後ともある程度の期

間にわたり継続する可能性がある。また、施設の周辺では、地域によってさまざまなレベルでの環境放射線の測定結果が得られているが、これらの地域では、通常どおり、または通常に近い態様での生活や社会活動が維持されている。このことにより、汚染(contamination)レベルの異なる地域間での物流や人の移動が生じている。すなわち、状況が異なる地域が明確に隔てられることなく隣接するとともに、それぞれの状況が時間とともに変化しており、これによって問題が複雑化しているともいえるので、周辺住民等の放射線防護に関わりをもつ判断においては、この点について十分留意することが必要である。

### 3. 異なる被ばく状況が併存する状況での最適化の努力

周辺住民の生活支援、産業活動、土地利用等に向けた判断においては、避難を始めとする生活や社会活動への制限と、健康に影響を及ぼすには至らないものの平常時を上回る放射線被ばくの受容という、個々人にとっての異なる負担の間のトレードオフを扱うこととなる。生活や社会活動を過度に制限することなく、放射線防護における最適化を達成するため、適切な管理や除染(decontamination)・改善措置(remediation)等による線量の低減が考慮されるべきである。今後、施設の安定化や事故収束に伴って、周辺住民にとって「通常」と考えられる生活状態が回復し、社会的・経済的活動が再開される地域が拡大されていくためには、とくに除染・改善措置が果たす役割が大きいといえる。

### 4. 利害関係者の関与、透明性、総合的判断

このような総合的な判断においては、地元自治体や地元住民との情報交換や意見交換、ならびに協議を十分に図ることが望ましい。さらに、放射線による人への健康影響(晩発影響)を考慮する一方で、防護措置や除染・改善措置を講ずることに伴う経済的影響、心理的影響および社会的影響を含めたあらゆる側面に対しての配慮が必要である。

---

[注記] 国際放射線防護委員会(ICRP)勧告から抜粋  
(ICRP Publ. 103 : 176)

国際放射線防護委員会(ICRP)勧告には、放射線に被ばくする個人に適用されるように意図し、すべての線源およびすべての考えうる事情を扱う被ばく状況をつぎの3つに分類している。

- ・ 計画被ばく状況：線源の意図的な導入と運用をともなう状況である。計画

被ばく状況は、発生が予想される被ばく（通常被ばく）と発生が予想されない被ばく（潜在被ばく）の両方を生じさせることがある。

- ・ 緊急時被ばく状況：計画された状況を運用する間に、若しくは悪意ある行動から、あるいは他の予想しない状況から発生する可能性がある好ましくない結果を避けたり減らしたりするために緊急の対策を必要とする状況である。
- ・ 現存被ばく状況：管理についての決定をしなければならぬときに既に存在する、緊急事態の後の長期被ばく状況を含む被ばく状況である。

—(案)—

今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について

平成23年7月19日  
原子力安全委員会

原子力安全委員会は、平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、周辺住民等の放射線防護に関する各種の技術的助言を行ってきたが、同年5月19日には、それまでの助言についての原子力安全委員会としての考え方について説明責任を果たすべきとの認識から、「放射線防護に関する助言に関する基本的考え方について」を公表したところである。この度、その後の経緯を踏まえた各種放射線防護に関する取組の必要性に鑑み、今後の避難解除や復興に向けた段階における放射線防護に関する基本的な考え方を以下に示すこととする。

## 1. 被ばく状況に応じた放射線防護措置

### (1) 緊急時被ばく状況

国際放射線防護委員会（ICRP）の定義に従えば、緊急時被ばく状況とは、原子力事故または放射線緊急事態の状況下において、望ましくない影響を回避もしくは低減するために緊急活動を必要とする状況である。福島第一原子力発電所事故の初期防護措置においては、「原子力施設等の防災対策について（昭和55年6月30日原子力安全委員会決定。以下、「防災指針」という。）」に規定された予測線量に関する指標<sup>1</sup>を参照しつつ、事象の進展の可能性や緊急性に基づく予防的観点から、本年3月11日から12日にわたって避難・退避区域が設定、拡大され、最終的に発電所から半径20km以内が避難区域に、さらに、3月15日には半径20～30kmの範囲が屋内退避区域に設定された。

その後、半径20km以遠の一部地域において、放射性物質の地表面沈着による積算線量の継続的な増加が観測されたため、4月10日付の当委員会の意見を踏まえ、4月22日、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える可能性がある半径20km以遠の地域が計画的避難区域に設定された。また、これに該当しない屋内退避区域については、その一部が解除されたものの、それ以外の地域については、福島第一原子力発電所の状況がなお不安定であったことから、改めて

<sup>1</sup> 屋内退避のための指標：10～50mSv（外部被ばくによる実効線量）または100～500mSv（内部被ばくによる小児甲状腺等価線量の予測線量）、および避難のための指標：50mSv以上（外部被ばくによる実効線量）または500mSv以上（内部被ばくによる小児甲状腺等価線量）

緊急時避難準備区域に設定された。

ここで、現在の防災指針に規定されている指標は、短期間の避難や屋内退避を想定した国際機関の指標を参考に定めたものであり、わが国においては長期にわたる防護措置のための指標がなかったため、当委員会は計画的避難区域の設定等に係る助言において、ICRP の 2007 年基本勧告において緊急時被ばく状況に適用することとされている参考レベルのバンド 20~100mSv(急性若しくは年間)の下限である 20mSv/年を適用することが適切であると判断した。

## (2) 現存被ばく状況

現存被ばく状況とは、ICRP の定義によれば、緊急事態後の長期被ばくを含む、管理に関する決定を下さなければならない時に、既に存在している被ばく状況である。わが国においては、原子力災害に伴う放射性物質が長期にわたり環境中に存在(残留)する場合の防護措置の考え方は定められていなかったが、当委員会は、ICRP の 2007 年基本勧告に基づき、現存被ばく状況という概念をこのような場合に適用することが適切と判断した。

緊急時被ばく状況にある地域は、原子力発電所からの放射性物質の放出が制御された状態となり、さらに、残留した放射性物質による被ばくが一定レベル以下に管理可能となった段階をもって、現存被ばく状況へ移行すると考えることができる。一方、このような地域とは別に、放出された放射性物質の残留により、緊急時被ばく状況を経ることなく現存被ばく状況に至ったと考えられる地域がある。すなわち、現段階においては、福島第一原子力発電所の周囲に、依然として緊急時被ばく状況にある地域と現存被ばく状況にあると考えられる地域が併存している。

緊急時被ばく状況から現存被ばく状況への移行は、避難等の解除のための必要条件である。現存被ばく状況にある(すなわち残留した放射性物質による被ばくが一定レベル以下に管理可能である。)ことについての判断の「めやす」を設定するに当たっては、予想される全被ばく経路(地表面沈着からの外部被ばく、再浮遊物質の吸入摂取による内部被ばく、飲食物等の経口摂取による内部被ばく等)からの被ばくを総合的に考慮しなければならない。この「めやす」の設定においては、空間線量率( $\mu\text{Sv/h}$ )、土壌の放射能濃度や表面沈着濃度( $\text{Bq/kg}$ 、 $\text{Bq/m}^2$ )を使用することも考えられる。

現存被ばく状況への移行に当たっては、あるいは緊急時被ばく状況を経ることなく現存被ばく状況に至ったと考えられる地域においては、新たな防護措置(その一環としての除染・改善措置を含む。)をとる必要のある範囲を選定し、適切な防護措置を適時に実施しなければならない。防護措置の最適化のための参考レベルは、ICRP の勧告に従えば、現存被ばく状況に適用されるバンドの 1

～20mSv/年の下方の線量を選定することとなる。その際、状況を漸進的に改善するために中間的な参考レベルを設定することもできるが、長期的には、年間1mSv を目標とする。ここでは、防護措置の一環として、予想される被ばくのレベルに応じて、住民による生活や社会活動に一定の注意や管理を必要とする場合がある。これらの放射線防護措置の計画立案は、住民の生活や産業活動等の支援に関連した総合的な対応の一環として行われるべきである。放射線防護に関わりをもつ行政判断において、関係省庁や地方自治体等は、必要に応じ、健康、環境、社会、経済、倫理、心理、政治等の側面から検討を加えるとともに、検討プロセスの透明性を確保しつつ、関係者と十分な協議を行うことによって、放射線防護が適切かつ合理的に行われることを確実にすべきである。

## 2. 環境モニタリングシステム、個人線量推定システム、健康評価システムの構築

防護措置およびその一環としての除染・改善措置の展開ならびに避難解除等の行政判断のためには、その科学的根拠となる環境モニタリングおよび個人線量推定のためのシステム構築が重要である。また、これらに基づいて健康評価システムが構築されるべきである。

### (1) 環境モニタリングシステムの構築

環境モニタリングの主要な目的は、放射線レベルおよび放射性物質濃度レベルに関する状況の経時的な変化を把握することによって、以下のための基礎資料を与えることである。

- ・影響を受けた地域における住民等の健康管理、居住（避難、退避、再居住を含む）、社会活動、産業活動等のあり方などについて、放射線防護の観点を踏まえた行政上の判断を行うこと。
- ・被ばく量を管理し低減するための方策（防護措置、除染・改善措置、特定の被ばく経路に係る制限措置）を決定すること。
- ・影響を受けた地域における住民等の被ばく（外部被ばく及び内部被ばく）のレベルを評価し、現在および将来の被ばくを推定すること（個人線量推定）。

環境モニタリングにより、これらの目的のために有効な情報が適時に提供されるためには、モニタリングの計画段階において、評価・分析のニーズを把握したうえで、モニタリング結果の利用の道筋を明確にしておくことが必要である。また、実効的なモニタリング体制・システムを構築するためには、とりま

とめ省庁の下、国・地方自治体・民間の専門機関や研究所、大学等の能力を効率的、機能的に活用することが必要である。さらに、モニタリングデータの収集・保存・活用については、国ないし地方自治体が一元的なシステムを確立することが必要である。

#### (2) 個人線量推定システムの構築

個人の被ばく線量の推定は、各個人の行動に大きく依存しているため、事故発生以後の行動調査結果を環境モニタリングの結果と照合することによって被ばく線量を推定するとともに、個人線量モニタリングによる実測値との照合が必要である。これら推定値データと実測値データを組み合わせることにより、より精度の高い被ばく線量の推定が可能になる。

長期的な汚染状況においては、住民の生活や産業活動等の支援に係る判断、避難の解除を行うに当たり、環境モニタリングの結果および現実的な被ばく線量推定の結果に基づいて、適切な防護対策と除染・改善措置を策定することが必要である。

#### (3) 健康評価システムの構築

原子力災害と地震・津波災害という未曾有の複合災害に伴う長期間の避難、また、屋内退避、集団生活、ストレス等による現在の健康状態への影響を低減することと同時に、将来の潜在的な健康影響に関する懸念に対して、住民等の不安を軽減することが重要である。このためには、長期的な健康評価システムを確立することが必要となる。ここでは、放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、メンタルな疾患なども含めた健康状態を把握することが基本となる。前述の環境モニタリングに基づく個人線量推定は、放射線に関連した健康評価の基盤となる。

### 3. 防護措置の展開

効果的な放射線防護措置を展開するにあたっては、放射線防護技術と社会的因子、経済的因子等の調和を図りながら実施することが必要である。

#### (1) 除染・改善措置について

除染・改善措置の実施を決断し、どの技術を選択するかを判断する際には、費用や社会的要因を考慮するとともに、IAEAの安全基準文書(“Remediation Process for Areas Affected by Past Activities and Accidents”; WS-G-3.1)等を参照して綿密な計画を立てることが必要である。種々の除染技術に関して

は、適用した場合に回避される線量を評価するだけでなく、費用や除染作業者の累積被ばく線量、除染による廃棄物の発生に伴う影響等を含め、個々の技術毎に総合的な評価を行うことが必要である。

また、除染計画の中では、各々の現場の環境に応じて、個々の手法に優先順位を付け、長期的に、種々の除染・改善措置の方法を組み合わせることが推奨される。

## (2) 放射線防護への人々の参加

関係省庁や地方自治体等は、必要な情報や資材、指導・訓練、専門的アドバイザー等を提供することによって、関係する地域で居住または勤務される方々の放射線防護活動への参加を支援すべきである。これらの方々が、生活環境に関するきめ細かい環境モニタリングや個人モニタリング等に関わり、それらの結果を理解することによって、自身及びその周囲の方々の放射線防護に積極的な役割を担って頂くことが重要である。被ばくのレベルは個人の行動に大きく影響されるものであることから、多くの方々が、線量率が比較的高い場所を検知し、そこでの滞在時間を減らすこと、ほこりや特定の食物による内部被ばくの可能性の有無を認識して適切に対処することなどの行動をとれば、各個人の被ばく線量が低減できるものと期待される。さらに、除染や改善措置を含め、関係省庁や地方自治体等による防護措置をきめ細かで効率的なものとするため、防護方策の計画作成には、住民の代表者を参加させることが肝要である。

# 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故における

## 緊急防護措置の解除に関する考え方について—(案)—

平成 23 年 8 月 4 日  
原子力安全委員会

### 1. 基本的考え方

#### (1) 解除の条件

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において実施されている各種の緊急防護措置（避難、屋内退避等の、緊急時等に実施すべき放射線防護のための措置）の解除に当たっては、以下の条件を満たすことが基本になるものと考ええる。

- ・ 緊急防護措置の目的を踏まえ、当該措置を継続する必要性、正当性が無いと判断されること。具体的には、当該措置が設定された際の基準、又は当該措置を解除する際の状況を踏まえて策定される新たな基準を下回ることが確実であること

#### (2) 新たな防護措置との調整

緊急防護措置の解除に当たっては、適切な管理や除染・改善措置等の新たな防護措置の実施が必要となる場合が多い。このため、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 緊急防護措置の解除に当たって行うべき新たな防護措置の実施時期、方法、内容等を定め、必要な準備を行った上で、適切に解除すること

#### (3) 地元の自治体・住民等との調整

緊急防護措置の解除と新たな防護措置を効率的、効果的に実施するためには、関連する地元の自治体・住民等を決定プロセスに参加させることが重要である。これによって、新たな防護措置についても理解が深まることから、その実効性が向上するとともに、円滑に実施されることが期待される。このため、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 緊急防護措置を解除し、適切な管理や除染・改善措置等の新たな防護措置の計画を立案する際には、関連する地元の自治体・住民等が関与できる枠組みを構築し、適切に運用すること

## 2. 各種緊急防護措置の解除に関する考え方

上記の基本的考え方を踏まえ、現在実施されている主な緊急防護措置の解除に関する考え方を以下に示す。なお、解除に際しては、段階的に緊急防護措置の区域を縮小していくことも可能と考える。

### (1) 緊急時避難準備区域における解除の考え方

緊急時避難準備区域の目的は、「福島第一原子力発電所の事故の状況が安定していないため、現在、「屋内退避区域」となっている半径 20 km から 30 km の区域については、今後なお、緊急時に屋内退避や避難の対応を求められる可能性が否定できない」ことから、「常に緊急時に屋内退避や避難が可能な準備をしておいていただく」ことにより、住民の円滑な対応に資することであった。

このため、この目的に照らせば、当該区域に屋内退避、避難の対応を要するような事態が発生する可能性が極めて低いと判断される場合には区域設定を解除できるものとする。したがって、解除の条件は以下の通りである。

- ・ 福島第一原子力発電所の状態や状況から、当該区域において屋内退避、避難の対応を要する事態が発生する可能性が極めて低く、かつ仮にそのような事態が発生しても対応のための十分な時間的余裕があると判断されること。なお、住民が受ける被ばく（内部被ばくを含む。以下同じ。）の低減を図るために必要な除染とモニタリングを行うこと

### (2) 避難区域（半径 20 km 内）における一部解除の考え方

住民に退避を指示している区域（避難区域）の設定の目的は、福島第一原子力発電所において事故が発生し、大量の放射性物質の放出により住民が高い線量の被ばくを受ける恐れがあることから、これを避けることであった。

このため、この目的に照らせば、当該区域に屋内退避、避難の対応を要するような事態が発生する可能性が極めて低いと判断される場合には、当該区域の一部を解除できるものとする。したがって、当該区域の一部を解除する条件は以下の通りである。ただし、当該区域には、事故発生時から年間の被ばく線量が 20 mSv 以上となる場所も存在していることから、これらの場所については、「計画的避難区域」と同様に取り扱い、引き続き避難措置を継続することが必要と考える。

- ・ 福島第一原子力発電所の状態や状況から、当該区域において屋内退避、避難の対応を要する事態が発生する可能性が極めて低く、かつ仮にそのような事態が発生しても対応のための十分な時間的余裕があると判断されること
- ・ 当該区域において住民が受ける被ばく線量が、解除日以降年間 20 mSv 以下となることが確実であり、年間 1～20 mSv の範囲で長期的には参考レベルとして年間 1 mSv を目指して、合理的に達成可能な限り低減する努力がなされること。なお、解除に先立ち、必要な除染を行うとともに、住民が受ける

被ばく線量の推定を行うために必要なきめ細かなモニタリングを行うこと

- ・ 当該区域において、被ばく低減のための適切な管理、除染・改善措置等の防護措置に関して最適化された計画が明確になっており、当該計画の中で、被ばく低減化の努力を図り、長期的には住民が受ける被ばく線量を年間 1mSv 以下とする方針が示されていること

### (3) 計画的避難区域における解除の考え方

計画的避難区域の目的は、「福島第一原子力発電所から半径 20 km 以遠の周辺地域において、気象条件や地理的条件により、同発電所から放出された放射性物質の累積が局所的に生じ、積算線量が高い地域」が出ていることから、これにより住民が高い線量の被ばくを受けることを避けることであった。

このため、この目的に照らせば、ウェザリングや除染等により住民が高い線量（内部被ばくを含む年間 20mSv 以上）を受けないことが確実である場合に解除できると考える。したがって、解除の条件は以下の通りである。

- ・ 当該区域において住民が受ける被ばく線量が、解除日以降年間 20 mSv 以下となることが確実であり、年間 1～20 mSv の範囲で長期的には参考レベルとして年間 1 mSv を目指して、合理的に達成可能な限り低減する努力がなされること。なお、解除に先立ち、必要な除染を行うとともに、住民が受ける被ばく線量の推定を行うために必要なきめ細かなモニタリングを行うこと
- ・ 当該区域において、被ばく低減のための適切な管理、除染・改善措置等の防護措置に関して最適化された計画が明確になっており、当該計画の中で、被ばく低減化の努力を図り、長期的には住民が受ける被ばく線量を年間 1mSv 以下とする方針が示されていること

## (参考) 国際基準等における解除に関する考え方

### (ICRP Pub.82)

- ・(122) 事故後の介入の中止を正当化するためのもっとも単純な根拠は、被ばくが介入を促した対策レベルにまで減少したことを確認することである。そのような被ばくの低減が実行可能でないならば、それ以下では介入が正当化されそうもない現存年線量の一般参考レベルが介入中止の根拠になりうるかもしれない。

### (ICRP Pub.109)

- ・(73) 防護措置の終了も、緊急防護措置とその後の防護措置の相互の影響が特に明らかになる分野である。すべての緊急防護措置を終了し、その後しばらく後に除染のような新しい防護措置を開始することは、純粹に将来の線量及び線量率の観点からは、最適の行動のように見える。しかし、これは、実務的な観点及び「費用」の観点からは最適でない可能性がある。例えば(中略)地域に居住する人がいない方が効果的に除染を実施することが出来ることになる。
- ・(103) 利害関係者の積極的な参加によって、通常、適切な現場の知識、経験、価値観が意思決定プロセスに反映されることになるため、結果として策定される詳細な防護方策は、的が絞られ、よく理解され、指示される可能性が高い。
- ・(106) 可能ならば、防護措置の終了に関する話し合いに、関連する利害関係者を参加させることは重要である。自宅で避難している住民と決定について話し合うことは、不可能ではないにしても、困難であろうが、避難した地域に戻る決定及び後段で実施された防護措置の終了について避難している人々と話し合うことは極めて重要であろう。
- ・(108) 関連する利害関係者が関与することが不可欠であり、こうした関与を効率的に行うための過程及び手順を確立すべきである。
- ・(115) 緊急被ばく状況から現存被ばく状況への変更は、総合的な対応に責任がある当局の責任に基づくことになる。(中略) 緊急被ばく状況から現存被ばく状況への移行の計画立案は、総合的な緊急時への備えの一環として行われるべきであり、関連するすべての利害関係者が関与すべきである、と委員会は勧告する。

### (ICRP Pub.111)

- ・(50) 委員会は、汚染地域内に居住する人々の防護の最適化のための参考レベルは、この被ばく状況区分に対処するために Publication103 で勧告された 1~20mSv の範囲の下方の部分から選定すべきであることを勧告する。

(IAEA BSS SSNo115)

- ・ V.26. A protective action will be discontinued when further assessment shows that continuation of the action is no longer justified.

(V.26. 防護措置は、もはや継続することが正当化されないと評価されたときに終了される。)

(DS379 (new BSS))

4.5 The emergency management system shall provide for essential elements at the scene, and at the local, national and international level, as appropriate, including the following [15]:

- ・ (略)

- ・

- ・

- ・ (f) Optimized protection strategies for the implementation and the termination of measures for the protection of members of the public who could be subject to exposure in an emergency, including relevant considerations for protection of the environment;

(4.5 緊急時マネジメントシステムには、下記に掲げる現場における必須要素（必要に応じ、地方レベル、国レベル及び国際レベルにおけるものを含む。）を備えておかなければならない。

- ・ (略)

- ・

- ・

(f) 緊急時において被ばくのおそれのある一般公衆への防護措置について、その適用及び解除に関する最適化された防護対策（環境の防護に対する適切な考慮を含む。）)

(IAEA GS-R2)

- ・ 4.44. 防護措置は、それがもはや正当とされなくなった時点で終了されなければならない。
- ・ 4.46. 緊急防護措置の解除については、国際基準に従った国の手引きを採用しなければならない
- ・ 4.87. 防護措置の継続がもはや正当とされないことがその後の評価で示された時点で、その措置を中止しなければならない。